

競争入札設計図書等に関する回答書

令和7年9月5日

福島県相双農林事務所長

工事（委託業務）番号	25-36260-0230
工事（委託業務）名	復興基盤総合整備0702工事
質 問 事 項	
<p>1. 工期について、工事完成日が令和8年3月31日となっていますが、週休二日確保モデル工事であること、契約方法及び入札条件、猛暑の為の熱中症対策による作業の休止、工事の施工量及び資材の製作期間等を考慮すると工期内完成は厳しいと予想されますが、年度を超えての工期延長は可能でしょうか。</p> <p>2. 特記仕様書第9章1項(2)に床付け面が軟弱（粘性地盤で概ね$N < 2 \sim 5$又は自然含水比70%以上、砂質地盤で$N < 5 \sim 10$又は液状化の恐れがある）場合は監督員と協議のこととなっているが、その場合N値及び自然含水比の測定にかかる費用は変更で計上して頂けるのでしょうか。</p> <p>3. 特記仕様書第9章1項(4)に現場密度試験の実施位置及び規格値の記載があるが、市道横断部において発生土埋戻しも路床となるが、現場密度試験を実施するのでしょうか。また発生土埋戻しにおいて特記仕様書（施工条件等）第5章9項の特定有害物質3項目（銅、ヒ素、カドミウム）の分析は行うのでしょうか。分析を行う場合は試験費用を変更で計上して頂けるのでしょうか。</p> <p>4. 特記仕様書第9章1項(5)に舗装の復旧においては、幅、平坦性の出来形管理は要さないが、展開図に出来形寸法を記載すること（実施面積による変更協議の対象としない）との記載があるが、簡素化ガイドラインに設計図書に添付の無い展開図等の提出は不要となっているが、舗装の復旧幅のみを出来形として管理するのではなく、施工者が舗装展開図を作成し提出するのでしょうか。</p> <p>5. 特記仕様書（施工条件等）第5章18項の交通安全対策に関して、別添付図のとおり交通誘導員を配置することとなっているが、設計図書に交通誘導員の配置図が添付されていないので、追加資料として頂けるのでしょうか。</p>	

6. パイプラインの掘削において標準断面図ではオープンカットになっているが、掘削深さが2.0mを超える箇所があるので土留め等の処置が必要だと思いますが、設計変更の対象となるのでしょうか。
7. 市道部埋設区間及び横断区間の施工において、水道管が埋設されている箇所があるが、市役所水道課の立会及び試掘等は行うのでしょうか。試掘を行う場合費用は変更で計上して頂けるのでしょうか。
8. 田区 27、田区 28、田区 30、田区 31 の外周に電気柵が設置されており施工の障害になると思われるが、電気柵は営農者に撤去して頂けるのでしょうか。営農者が撤去せず施工者が行う場合は、撤去・再設置の費用は変更で計上して頂けるのでしょうか。
9. 道路横断工(1)、道路横断工(2)、道路横断工(3)の施工において、市道が原町第三中学校の通学路になるので仮設備が必要になると思われるが、変更で計上して頂けるのでしょうか。
10. No.48 の曲管 36～No.54 までの 275mの施工において、民家の入口及び長狭物不明の用地に埋設していく設計になっていますが。法律的に問題はないのでしょうか。合わせて、地権者の同意は得ているのでしょうか。
11. No.48 の曲管 36～No.54 までの施工において、民家の入口のコンクリート舗装、アスファルト舗装、ブロック塀、土留、U型側溝等の支障物が多数あるが、撤去・復旧等の費用が設計に計上されていないように見受けられるが、変更で計上して頂けるのでしょうか。
12. No.48 の曲管 36～No.54 までの区間に置いては用地幅が 1.0m程度しかなく標準施工が困難な為、掘削機械はバックホウ 0.1m³程度、資材。掘削土砂、砂基礎材、埋戻し材等の運搬には不整地運搬車 1 t 級程度の機械が必要になり、施工の歩掛が大幅にかかりますが、変更で計上して頂けるのでしょうか。
13. No.48 の曲管 36～No.54 までの区間において、水道管が埋設されており施工の障害になると思われるが、切り回し・復旧等は行うのでしょうか。切り回し・復旧等を行う場合、費用は変更で計上して頂けるのでしょうか。
14. 補完工の仮用水路撤去工の仮用水路Ⅱ型の施工において、U型側溝の撤去後の埋戻しが設計に計上されていないように見受けられるが、変更で計上して頂けるのでしょうか。
15. 起工日は令和 7 年 7 月 1 日以降の工事でしょうか。
16. kinnuki02 のページ番号 15/53 の・水管橋・・・2号水管橋・・・2号水管橋管路工にて P96020 2号水管橋①鋼管異形管 2 フランジ曲管 300A×90° の材料が記載されていますが、特記仕様書の見積単価・番号 61 の 2号水管橋①鋼管異形管 3 フランジ曲管 300A×90° の単価を使用してよろしいでしょうか。

回 答 事 項

1. 必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 22 条に基づく協議の対象とします。
2. 監督員との協議後、土質試験を指示する場合は、特記仕様書第 8 章 1 (4) に基づき設計変更の対象となります。
3. 共通仕様書（農林水産土木工事編）の品質管理基準 P209、210 に基づき、発生土埋戻しの路床部についても現場密度の測定を行います。なお、発生土の特定有害物質の調査は不要です。
4. 特記仕様書第 9 章 1 (5) は、設計変更が必要となる場合、設計変更に必要な出来形寸法等の変更数量の提出を求めているものですので、展開図の提出は不要です。
5. 特記仕様書 P24 に交通誘導員配置図を追記しました。訂正後の特記仕様書 (tokki.pdf) について、訂正公告を掲載します。
6. 掘削断面が確保できない等の場合は、必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。
7. 試掘が必要な箇所は試掘を行うこととしており、設計変更の対象とします。また、市役所水道課の立会については、試掘時の立会は要しませんが、試掘の結果により、伏せ越し等の検討のために立会を行う場合があります。
8. 施工に支障となる電気柵については、営農者が撤去を行うように調整します。なお、営農者による撤去が困難な場合等においては、設計変更の対象とします。
9. 道路使用許可等により、仮設備が必要な場合は、必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。
10. 当該区間の用地は、市の管理地であり、市と事前協議済みです。また、隣接する民地の地権者からも事前に了承を得ております。
- 11～12. 現場状況を踏まえ、必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。
13. 現地調査により、切り直し、復旧等が必要な場合は、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。
14. 現場状況を踏まえ、必要に応じ、福島県工事請負契約約款第 18 条に基づく協議の対象とします。

15. 起工日は令和7年7月15日以降であり、特記仕様書P16の単価期適用年月日も令和7年7月15日以降としております。

16. 特記仕様書P21 番号61「2号水管橋 ①鋼管異形管 3フランジ曲管 300A×90°」は記載誤りで、正しくは「2号水管橋 ①鋼管異形管 2フランジ曲管 300A×90°」となります。訂正後の特記仕様書 (tokki.pdf) について、訂正公告を掲載します。

※福島県測量等委託業務条件付一般競争入札試行要領(平成20年3月28日付け19財第7998号)及び農林水産部又は土木部が所掌する測量等の請負契約に係る指名競争入札事務処理手順(平成20年3月28日付け19財第7986号入札改革グループ参事通知)に基づき使用する場合は、工事を委託業務に改めること。